

加入事業所 健康保険ご担当者様

編入時の傷病手当金等の算出方法変更について

平素は当健康保険組合の事業運営にあたり、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、傷病手当金および出産手当金を受給中に当健保組合に編入された方の取扱いが、令和6年9月1日以降の休職分より変更となりますので、お知らせいたします。

記

これまで、受給中に当健保組合に編入された方の傷病手当金の支給額については、被保険者からご提出いただく編入前の保険者が発行するの支給決定通知書のコピーもしくは被保険者同意のもと、前保険者へ調査を行い支給額の決定をしておりました。

この度、健康保険組合連合会から関連条文の解釈が示され、「支給を始める日は保険者毎に決めるものであるため、被保険者の資格喪失及び取得により保険者を異動する場合に限らず、事業所の編入により保険者を異動する場合も、傷病手当金の額を再度算定する必要がある」と整理されました。

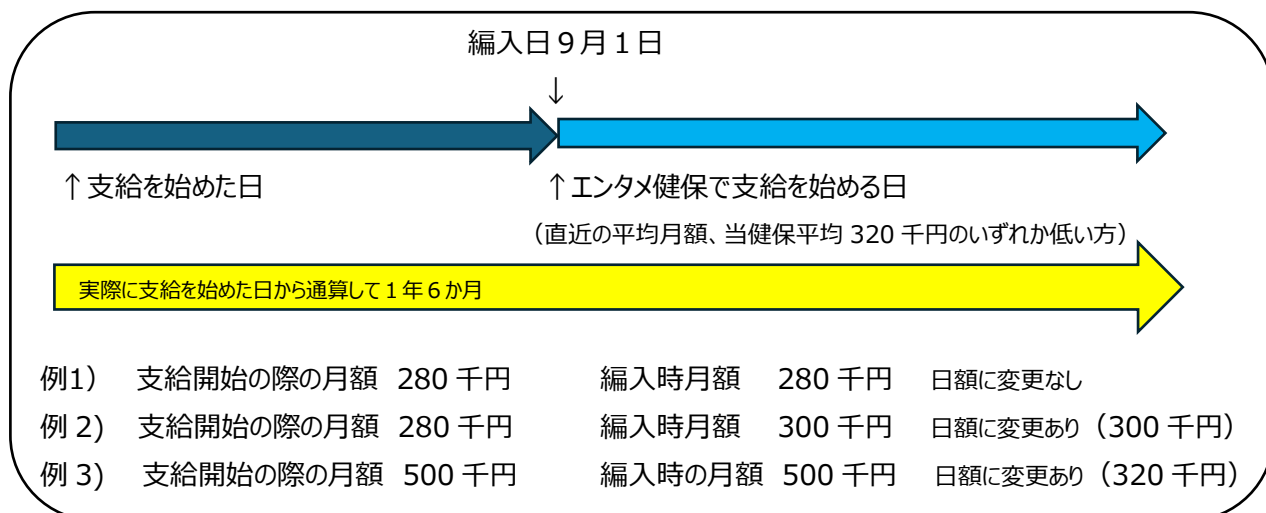
そのため、令和6年9月1日以降は傷病手当金を受給中に当健保組合に編入された方の日額の算出は、当健保組合に編入後の支給開始日をもとに再度算定することになります。

ただし、経過措置として、**8月末日までに当健保での支給を開始する方については、編入の時のご案内どおり、前保険者で決定された額となります。**

なお、傷病手当金の支給は同一の疾病については、その支給を始めた日から通算して1年6か月とされています。

「支給を始めた日」は実際に支給を始めた日となるので、前保険者にて傷病手当金の支給を始めた日となります。

出産手当金についても、「令和6年9月1日以降に支給を開始する場合」は新基準となります。



傷病手当金についての詳細は当健保組合のホームページをご確認ください。

https://www.entertainment-kenpo.or.jp/member/benefit/rest_a.html

以上